解散公告（第二回）

当土地改良区は、昭和六十一年二月二十六日高知県知事の解散命令により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

高知県南国市明見三六二番地

清算法人南国市明見土地改良区

代表清算人　杉村　渡

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十一年十二月二十五日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野四六番地の二五

占冠村土地開発公社

代表清算人　中村　博

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年一月二十五日鹿児島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

鹿児島県日置市伊集院町中川一一〇九番地一

清算法人中川土地改良区

代表清算人　宇都　良広

配当公告

愛知県蒲郡市港町一四番四一号、開始決定時の住所愛知県蒲郡市丸山町七番二号

破産者　藤波　智之

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十一年（フ）第二五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三六〇、二六四、一九七円

一、配当することのできる金額

金七二、六六三、八七六円

平成二十二年二月二十五日

豊橋市大国町一〇一番地板垣ビル二階池田至法律事務所　破産管財人　池田　至

配当公告

松山市山越五丁目一五番四号といや町ハイツ一〇一号、破産宣告時の住所松山市権現町甲四〇二番地一

破産者　髙橋　政秀

右の者に対する松山地方裁判所平成十六年（フ）第九四三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六五、八三七、〇〇二円

一、配当することのできる金額

金二、〇六二、七五五円

平成二十二年二月二十五日

松山市歩行町一丁目四番地一ルーツビル二階

破産管財人　木下　常雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市山手町三丁目一番、最後の住所北海道室蘭市八丁平一丁目四一番五号

被相続人　亡　酒本　鉄雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

北海道伊達市網代町二四番地伊達経済センター三階

相続財産管理人弁護士　林　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字白銀町字左岩渕通二四番地の一、最後の住所青森県八戸市大字鮫町字下松苗場一四番地二九六

被相続人　亡　古川　蓉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

青森県八戸市内丸一丁目六番二四号Nビル三階A号　八戸シティ法律事務所

相続財産管理人　木村　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市河東町八田字漆沢一五番地、最後の住所青森県八戸市大字河原木字谷地畑八三番地一市営住宅A三―二―二

被相続人　亡　遠藤　祥夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

青森県八戸市根城五丁目一三番一七号

相続財産管理人　大澤　一實

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県二戸市釜沢字平中五二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　井端　繁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

岩手県盛岡市大通三丁目一番六号金沢ビル三階　相続財産管理人　松下　壽夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆市修善寺一〇四六番地、最後の住所岩手県宮古市山口五丁目三番二〇号

被相続人　亡　菅野　礼子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

盛岡市中ノ橋通一丁目四番二二号中ノ橋一〇六ビル十階

相続財産管理人　弁護士法人岩手銀河法律事務所　代表者社員　須山　通治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市西新町一一七番地一一六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大多和　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

栃木県大田原市城山二丁目四番一八号パークサイドレジデンス五〇二号

相続財産管理人　潮田　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市簗瀬一丁目二〇九六番地、最後の住所千葉県船橋市印内町五七一番地二レクセルプラザ西船橋四一二号

被相続人　亡　渡邊　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

栃木県宇都宮市桜二丁目五番三三号池田ビル三階　溝邊法律事務所

相続財産管理人　溝邊　岳秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市住吉町一五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　河村　時江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

群馬県富岡市富岡三〇八番地

相続財産管理人　黛　昌智

第４期決算公告

平成22年2月25日

東京都港区虎ノ門四丁目２番３号

株式会社メティス・キャピタル

代表取締役　米田　浩康

貸借対照表の要旨（平成21年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	538,246
	資産合計	538,246
負純資産の債及び部	流動負債	97,823
	固定負債	677,954
	株主資本	△237,532
	資本金	1,000
	利益剰余金	△238,532
	その他利益剰余金	△238,532
	（うち当期純損失）	（113,461）
	負債・純資産合計	538,246